

条 例

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十三号

埼玉県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。)第七十五条の二第一項並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。)第六条第二項及び第三項の規定に基づき国民健康保険給付費等交付金(以下「交付金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるとともに、法第七十五条の七第一項並びに令第九条第三項から第七項まで、第十条第三項から第五項まで及び第十一条第三項から第五項までの規定に基づき国民健康保険事業費納付金(以下「納付金」という。)の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、法及び令において使用する用語の例による。

(交付金の種類等)

第三条 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。

2 普通交付金は、令第六条第二項に規定する事項を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

3 特別交付金は、次に掲げる額の合算額を勘案して、知事が別に定めるところにより、市町村に対して交付する。

一 法第七十二条第三項の規定により、国が市町村の取組を支援するため交付する額のうち、県内の当該市町村の取組に応じて県が交付する額

二 法第七十二条の二第一項の規定により、毎年度県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる額のうち、知事が別に定めるところにより、県内の当該市町村の交付に充てる額

三 法第七十二条の五第一項の規定により毎年度国が負担する特定健康診査等費用額の三分の一に相当する額及び法第七十二条の五第二項の規定により県が一般会計から国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる特定健康診査等費用額

の三分の一に相当する額の合算額のうち、県内の当該市町村の特定健康診査等費用額に応じて県が交付する額

四 令第四条第三項の規定により、国が災害その他特別の事情がある市町村を包括する都道府県に交付する特別調整交付金の額のうち、県内の当該市町村の災害その他特別の事情に応じて県が交付する額

(納付金の徴収)

第四条 県は、年度ごとに各市町村から納付金を徴収するに当たっては、あらかじめ、当該年度において当該市町村が納付すべき納付金の額を算定し、知事が別に定めるところにより、当該市町村に対して通知するものとする。

2 前項に規定する納付金の額は、令、国民健康保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百一十一号）及びこの条例で定めるところにより算定するものとする。

(医療費指数反映係数)

第五条 医療費指数反映係数は、零から一までの範囲内において知事が定める数とする。

(年齢調整後医療費指数)

第六条 年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第七条 一般納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第五項第一号に掲げる額
二 令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第五項第二号に掲げる額
(一般納付金所得等割合)

第八条 一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第九条 一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第九項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第十条 後期高齢者支援金等納付金所得係数は、本県に係る第一号に掲げる額を第十二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

一 令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第三項第一号に掲げる額
二 令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第三項第二号に掲げる額

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第十一条 後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条の規定により読み替えられた令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十二条 後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十条第五項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十三条 介護納付金納付金所得係数は、本県に係る令第十一条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十四条 介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十五条 介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令第十一条第五項第一号に掲げる数とする。

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、交付金の交付及び納付金の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の第三条から第十六条までの規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。